

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」ver.2

概要

1. 措置を実施する期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2. 措置の対象とする区域

三重県全域

資料2

3. 実施する措置の内容

1 感染防止対策徹底のお願い

①外出自粛の徹底

- ・県境を越える移動の自粛 ⇒これまで以上に徹底を
- ・県内における移動の自粛
⇒外出する場合、「遊興施設等」への外出の自粛や「三つの『密』の回避、人との距離の確保」等について十分に注意

その上で、県内における外出については移動自粛を行わない

- ・遊興施設等への外出の自粛
- ・海外への渡航の自粛等 ⇒帰国延期等の対応

②県外の方へのお願い

- ・県内感染者の9割以上が県外由来であることをふまえ、生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省など）は自粛を依頼

③衛生管理と体調管理の徹底

④三つの『密』の回避、人との距離の確保

⑤「新しい生活様式」と「人との接触を8割減らす10のポイント」の実践

- ・一人ひとりが行動を見直し、感染症に強い生活様式を身に付ける必要

2 企業等へのお願い

①感染防止対策の徹底

- ・多くの人が集まる施設については、入場者数の制限や会計待ちの際の距離の確保、人が触れる場所の定期的な消毒の徹底、パーティション設置等の対策を依頼

②県外からの訪問客の受け入れ、県外への出張等の自粛

- ・県外からの訪問客の受け入れは自粛を依頼
- ・県外の出張は控え、オンラインツールの活用を依頼

③在宅勤務等の積極的な活用

④休暇等への配慮

3. イベント開催自粛のお願い

- ・クラスター発生の恐れがあるイベント、三つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- ・県内の感染状況をふまえ、「比較的少人数」で、「県外からの参加者が見込まれない」イベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で、開催可能

4. 事実に基づく冷謹な対応のお願い

①人権への配慮等

- ・個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと 感染は誰にでも、自身や家族にも起こりうること
- ・やむを得ない事情により県内に来られる方等に対する偏見、差別の禁止

②根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

- ・SNS等による事実ではない誤った情報による不適切な行動

5. 休業要請等へのご協力のお願い

○特措法第24条第9項に基づき、一部の施設管理者に対し、施設の使用停止を要請

○宿泊予約の延期依頼について協力を要請

○県外からの訪問客の受け入れ自粛の協力を依頼

①休止を要請する施設

遊興施設等（ライブハウス等）、運動・遊技施設（スポーツクラブ、パチンコ店等）、学習塾等（音楽教室等）、商業施設（サウナ等）

※下線部分は床面積の合計が1,000 m²を超える施設が対象

②県外からの訪問客の受け入れ自粛の協力を依頼を行う施設

- ・遊興施設等、学習塾等、運動・遊技施設等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設、生活必需品販売施設、食事提供施設 等
- ・遊漁船、釣り堀、浜辺休憩所、キャンプ場、自然体験施設等（例年県外から多数の方が訪れる観光施設）

6. 緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標

- ・PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染者、感染経路不明者等の指標でモニタリングを行い、一定の水準を超えた場合には、緊急事態措置の強化を検討

新型コロナウイルスの感染拡大から三重を守るために引き続き皆様のご協力が必要です。